

＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保**を図ります。

＜政策目標＞

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

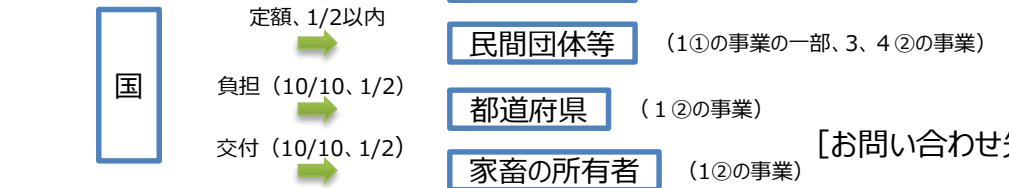
＜事業の内容＞

- 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,576（4,475）百万円**
 - ①豚コレラ等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、**防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。
 - ②農場の生産性向上に向けて、豚コレラ、EBL（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢・粘膜病等に対する家畜衛生対策、**管理獣医師による衛生管理指導の実施等**を支援するとともに、**家畜保健衛生所等の精度管理体制を整備**します。
- 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,124（422）百万円**
 - 動物検疫所において、人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、靴底消毒の継続的な実施等**、水際での防疫措置の徹底を図ります。
- 3. 産業動物獣医師の育成・確保 288（231）百万円**
 - 産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への**地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援、情報通信機器を用いた診療の試行の拡大等**を実施します。
- 4. 水産防疫体制の充実・強化 98（70）百万円**
 - 水産動物疾病の**新たな国際基準・情勢に対応した調査や検査法の開発**、モデル地域での関係者一体となった防疫体制整備等を支援する。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
 (3、4の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)